

荒川の将来を考える協議会規約
(改定案)

(名称)

第1条 本会は、荒川の将来を考える協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、長期的、広域的な視野に立ち、荒川下流における魅力的な川づくり、地域づくりにあたっての合意形成とその推進を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会の協議事項は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げるものとする。

- 一、将来の荒川下流における川づくり計画の策定に関する基本的な事項。
- 二、その他、かわづくり、地域づくりに係わる重要な事項。

(組織)

第4条 協議会は別表に掲げる者によって組織する。

2. 協議会に議長1名を置き、協議会開催の都度、開催市区の委員が議長を務める。
3. 議長は、協議会の運営等を行う。

(会議)

第5条 協議会は、委員からの要請があった場合には随時開催する。

2. 議長は、協議会に必要な応じて別表に掲げる者以外の出席を求めることができる。

(部会)

第6条 協議会は、協議事項を処理するため、必要に応じて部会を設置することができる。

(企画調整会議)

第7条 協議会を補佐する機関として、企画調整会議を設置する。

2. 企画調整会議は、協議会が委嘱する者によって構成する。

(事務局)

第8条 協議会及び企画調整会議の事務局は、国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所調査課流域治水課に置く。

(規約の改正)

第9条 協議会は、この規約を改正する必要があると認めるときは、全員の同意を得て、これを行うことができる。

(雑則)

第10条 この規約に定めるものの他、必要な事項については、その都度協議して定める。

(付則)

この規約は、~~平成7年1月31日~~令和7年〇月〇日より施行する。

別表 協議会の構成

戸田市長	葛飾区長
川口市長	墨田区長
板橋区長	江東区長
北区長	江戸川区長
足立区長	荒川下流河川事務所長